

議案第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例 (職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「別記様式による宣誓書」を「宣誓書(別記様式)」に改める。

第3条中「関し、」を「関し」に改める。

別記様式中「氏 名(署名) ㊟」を「氏 名(署名)」に改める。

(大網白里市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 大網白里市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「地方税法」を「、地方税法」に、「その他の」を「その他」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2項中「委員の」を「、委員の」に改め、同条第3項中「この条例」を「、この条例」に改め、同条第4項中「委員長事故ある」を「委員長に事故がある」に、「委員長の」を「、委員長の」に、「その職務」を「、その職務」に改め、同条第5項中「1年」を「、1年」に、「再任」を「、再任」に改める。

第3条第1項中「1人」を削り、同条第2項中「市職員」を「、市職員」に、「委員長」を「、委員長」に改め、同条第3項中「委員長」を「、委員長」に、「うけて」を「受けて」に、「及び」を「、及び」に改める。

第4条第2項中「審査申出書には」を「審査申出書は」に、「記載し」を「記載したもので」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第5条第1項中「審査申出書」を「、審査申出書」に、「速やかに」を「、速やかに」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「審査申出書」を「、審査申出書」に、「適法なる方式」を「適法な方式」に、「ものであれば」を「ものである場合においては、」に改め、同条第3項中「第1項」を「、第1項」に、「審査申出書」を「、審査申出書」に、「欠陥がある場合は」を「不備があると認めるときは、」に、「審査申出人」を「、審査申出人」に、「欠陥」を「不備」に改め、同条第4項中「審査申出書」を「、審査申出書」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第6条第1項中「書面審理」を「、書面審理」に、「市長」を「、市長」に、「期限」を「、期限」に、「正副」を「、正副」に改め、同条第2項及び第3項中「弁明書」を「、弁明書」に改める。

第7条第1項中「法」を「、法」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「には次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を「は、次の各号に掲げる事項を記載したもので」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第1項中「委員会」を「、委員会」に改め、同条第2項中「口頭審理を」を「、口頭審理を」に、「つど」を「都度」に改め、同条第3項中「必要」を「、必要」に改め、同条第5項中「には次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印し」を「は、次の各号に掲げる事項を記載したもので」に改め、同条第6項及び第7項中「口頭審理」を「、口頭審理」に改め、同条第8項中「には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を「は、次の各号に掲げる事項を記載したもので」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

「
男 人、女 人、計 人
」を

「

」に改める。

別記第2号様式中「第4条第1項」の次に「、第9条及び第10条第2項」を加え、「申請人」を「申請者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大網白里市固定資産評価審査委員会条例の規定は、施行日以後にされた地方税法（昭和25年法律第226号）第432条の規定による審査の申出について適用し、施行日前にされた同条の規定による審査の申出については、なお従前の例による。